

(2) 市民活動拠点施設 【基準となる受益者負担割合：25%】

改定する施設	改定内容	
男女共同参画センター、 勤労婦人センター	改定率	市民活動拠点施設の受益者負担割合は9.7%であるため1.5倍に料金を改定 (基準による改定率は2.6倍であるが、激変緩和1.5倍を適用) 男女共同参画センターのフィットネスルーム、勤労婦人センターの体育室(共用)とトレーニング室に回数券を新設
【北九州市立男女共同参画センター条例】 【北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例】	貸出単位等	男女共同参画センターのホール、フィットネスルーム(共用)、工芸室(共用)、O Aルーム(共用)、勤労婦人センターの体育室(共用)、トレーニング室以外の料金は、午前・午後・夜間の3区分から1時間単位に変更

